

東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画等</u>(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に関するを行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東秩父村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (事務所の位置)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地東秩父村役場内に置く。 (協議及び実施事項)</p> <p>第3条 <u>協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議及び実施する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 村の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。 (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。 (6) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認めること。 	<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に関するを行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東秩父村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (事務所の位置)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地東秩父村役場内に置く。 (協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 村の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。 (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。 (6) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認めること。